

## 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正の概要

### 1 改正の趣旨

- (1) 飼料添加物は、飼料安全法<sup>\*1</sup>第3条第1項に基づき、省令<sup>\*2</sup>において有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、成分規格等が定められています。
- (2) 今般、飼料添加物ギ酸について、新たな製剤の規格・基準を追加するため、省令の一部を改正することとなりました。

### 2 改正の概要

飼料添加物ギ酸について、水酸化ナトリウム混合製剤の規格・基準を追加しました。

本則に関する省令の改正は、令和5年9月26日に施行されます。

\*1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）

\*2 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）

担当： 畜水産安全管理課

飼料安全基準班 飼料添加物担当

TEL：03-3502-8111（内線：4546）

## 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正案」について

### 1 現行制度の概要

- (1) 飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第2条第3項において、飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられる物で、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものと規定されており、具体的には、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件（昭和51年7月24日農林省告示第750号。）において指定されている。
- (2) また、法第3条第1項の規定により、飼料添加物を含む飼料の使用等が原因となって有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて（同条第2項）飼料添加物の成分規格等を定めることができることとされており、この成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）において定められている。
- (3) 省令においては、各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準（省令別表第2の8）として、ギ酸の製造用原体と4つの製剤について含有する成分等の基準が定められている。

### 2 改正の趣旨

今般、飼料の品質の低下の防止を目的としたpH調整剤として飼料に添加するギ酸について、ギ酸原体に水酸化ナトリウム水溶液を加えて一部中和することで腐食性を緩和した製剤の規格を追加するよう、飼料メーカーから要望があった。

当該飼料添加物を指定するに当たって、成分規格等を定めることとする。

〔※ 今般の省令改正に当たって、農業資材審議会に意見を聴いたところ、適当であるとの答申を得たところ。〕

### 3 改正の内容

省令別表第2の8の(5)ギ酸の項に、カとして新たな製剤に係る成分規格及び製造の方法等の基準を追加する。

### 4 施行期日

公布の日

### 5 パブリックコメントの実施期間

令和5年4月26日～5月25日

添 出 添	添 出 添
<p>別表第2（第2条関係）</p> <p>1～7 （略）</p> <p>8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) ギ酸</p> <p>ア～オ （略）</p> <p>カ 製剤（その5 液状）</p> <p>① 成分規格</p> <p>本品は、ギ酸製造用原体に、水酸化ナトリウム液（食品添加物の規格（溶状に係る部分を除く。）に適合するものに限る。ただし、「炭酸ナトリウム」の項中「2.0%以下」とあるのは、「3.0%以下」と読み替えるものとする。）を水酸化ナトリウム相当量でギ酸5.4に対して1のモル比で混和した液体である。</p> <p>含量 本品は、定量するとき、表示量の97～103%に相当するギ酸（<math>\text{C}_2\text{H}_3\text{O}_2</math>）を含む。</p> <p>確認試験</p> <p>① 本品の水溶液（1→10）のpHは、2.6～3.2である。</p> <p>② ギ酸製造用原体の確認試験②を準用する。</p> <p>③ ギ酸製造用原体の確認試験③を準用する。</p> <p>定量法 ギ酸製剤（その2）の定量法を準用する</p>	<p>別表第2（第2条関係）</p> <p>1～7 （略）</p> <p>8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) ギ酸</p> <p>ア～オ （略）</p> <p>（新設）</p>

<p>④ 保存の方法の基準</p> <p>ギ酸製造用原体の保存の方法の基準を準用する</p> <p>⑤ 表示の基準</p> <p>ギ酸製剤（その1）の表示の基準を準用する。</p> <p>(6)～(9) （略）</p>	<p>(6)～(9) （略）</p>
---	--------------------